

状態の把握に関する参考資料

【横断歩道橋】

《暫定版》

- 本資料は、「歩道橋の改良復旧（リノベーション）のための補修補強ガイドライン（案） 令和5年3月 国土交通省 関東地方整備局 道路管理課」の《5. 確認編の補足説明（参考）》の抜粋を転載するものである。
- 引用元の資料は定期点検のための資料ではないが、定期点検においても参考できる点が多いため、参考資料として配布する。
- 一部、“横断歩道橋定期点検要領より”との記載があるが、これは「横断歩道橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省 道路局」を意味し、本文内容についても「横断歩道橋定期点検要領（技術的助言） 令和6年3月 国土交通省 道路局」に必ずしも整合するものではないことに留意する。（たとえば、現耐荷性能の確認に必要な構造および要素の区分は、「横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準） 令和6年3月 国土交通省 道路局」に準じて読み替える必要がある等）

令和6年6月

歩道橋の改良復旧(リノベーション)のための
補修補強ガイドライン(案)

令和5年3月

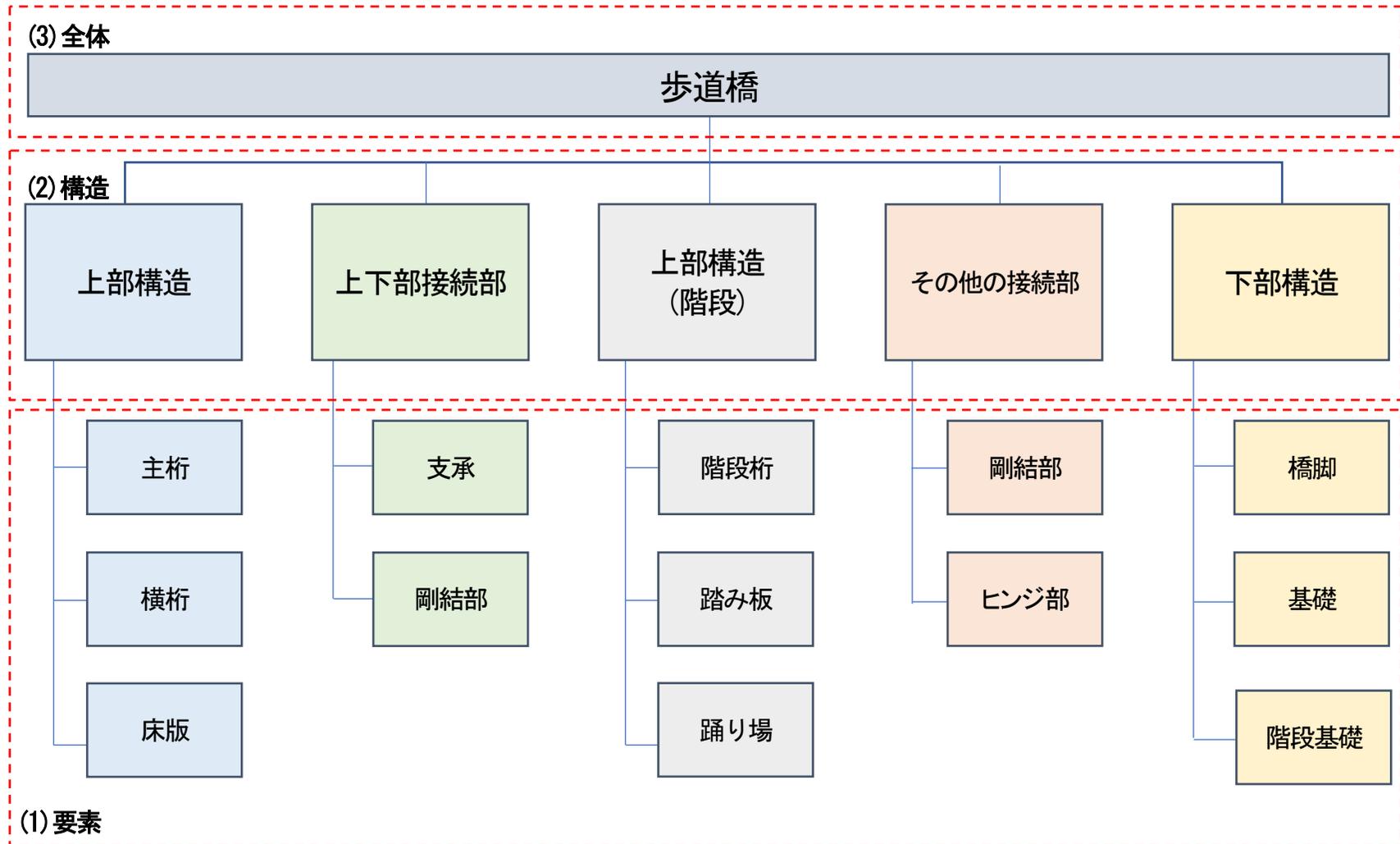
国土交通省 関東地方整備局
道路管理課

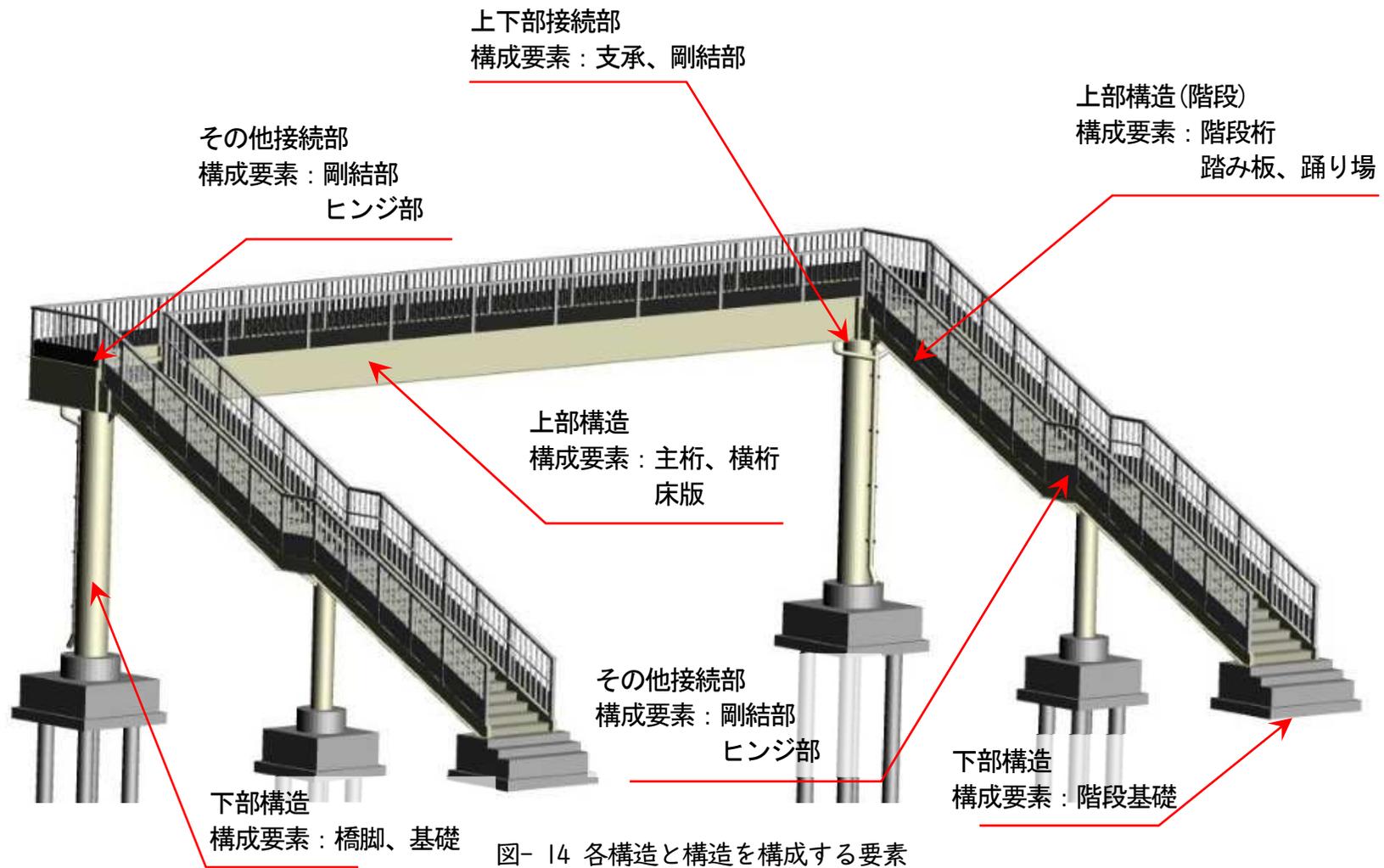
5. 確認編の補足説明(参考)

5-1 耐荷性能

5-1-1 耐荷性能を確認する手順

耐荷性能の確認にあたり、以下のとおり区分して、(1)要素→(2)構造→(3)全体の順序で段階的に確認する。





5-1-2 歩道橋全体

- (1) 歩道橋全体としての現耐荷性能は、(2)～(6)に規定する 3-2-2(2)で区分された単位毎の現耐荷性能およびそれら相互の関係を踏まえて評価しなければならない。
- (2) 3-2-4 によって確認される上部構造の現耐荷性能
- (3) 3-2-5 によって確認される上部構造(階段)の現耐荷性能
- (4) 3-2-6 によって確認される下部構造の現耐荷性能
- 3-2-7 によって確認される上下部接続部の現耐荷性能
- (5) 3-2-8 によって確認されるその他の接続部の現耐荷性能



歩道橋として耐荷性能が低下していない状態

近畿地方整備局より提供

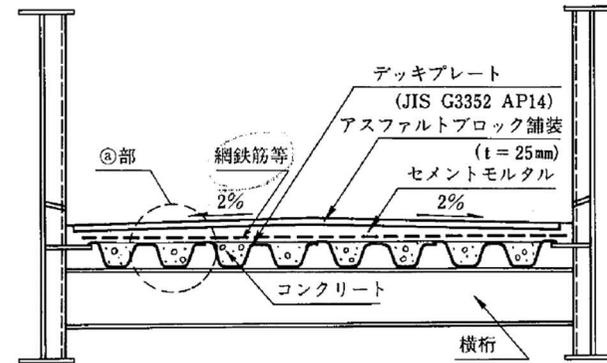
上部構造と柱頭部との接続部の耐荷性能が喪失しているため、歩道橋としての耐荷性能も喪失している状態



歩道橋として耐荷性能が喪失している状態

5-1-3 上部構造

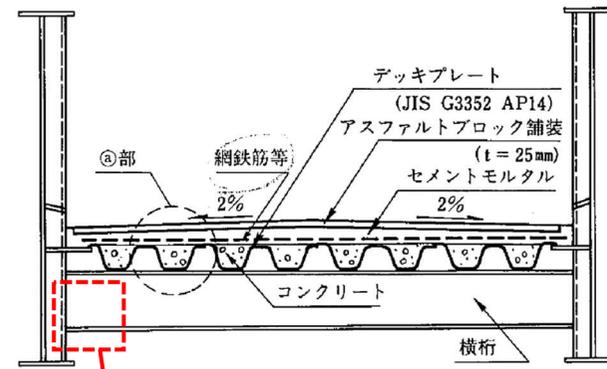
- (1) 上部構造としての現耐荷性能は、(2)～(4)に規定する 3-2-2(3)1)で区分された要素毎の現耐荷性能および(5)に規定するそれら相互の関係を踏まえて評価しなければならない。
- (2) 3-2-4①によって確認される主桁の現耐荷性能
- (3) 3-2-4②によって確認される横桁の現耐荷性能
- (4) 3-2-4③によって確認される床版の現耐荷性能
- (5) 要素どうしの接合部の応力伝達機構と現耐荷性能



一般的な歩道橋の上部構造



上部構造として耐荷性能が低下していない状態の例



要素どうしの接合部の応力伝達機構の喪失が疑われる状態の例
 例えば、主桁と横桁の接合部の状態

5-1-4 主桁

- (1)主桁の現耐荷性能は、主桁としての機能に着目し、主桁の全体及び各部位の現在の状態を踏まえて評価する。
- (2)主桁の耐荷性能の評価にあたっては、少なくとも以下の(3)(4)について確認するとともにその影響を考慮しなければならない。
- (3)部材としての変位、変形、断面の欠損、ひびわれや亀裂の有無や程度
- (4)主桁が有する接合部の荷重伝達機構とその状態

横断歩道橋定期点検要領より



下フランジの欠損により曲げモーメントへの抵抗の低下が疑われる状態の例

横断歩道橋定期点検要領より



接合部にて部位相互の応力を伝達できている状態の例

5-1-5 横桁

- (1)横桁の現耐荷性能は、横桁としての機能に着目し、横桁の全体及び各部位の現在の状態を踏まえて評価する。
- (2)横桁の耐荷性能の評価にあたっては、少なくとも以下の(3)(4)について確認するとともにその影響を考慮しなければならない。
- (3)部材としての変位、変形、断面の欠損、ひびわれや亀裂の有無や程度
- (4)横桁が有する接合部の荷重伝達機構とその状態

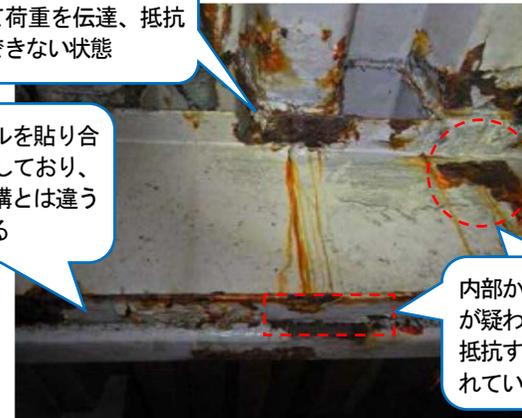


変位や変形が見られず作用への抵抗が低下していない状態の例

上フランジが喪失して荷重を伝達、抵抗できない状態

C型チャンネルを貼り合わせてI桁としており、主桁の耐荷機構とは違うことに留意する

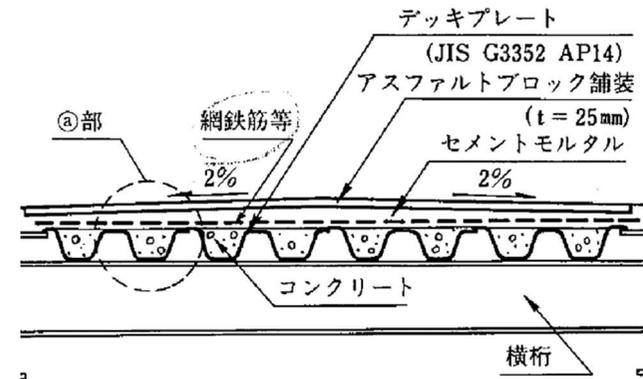
内部からの腐食の進展が疑われ、せん断力に抵抗する板厚が損なわれている可能性がある



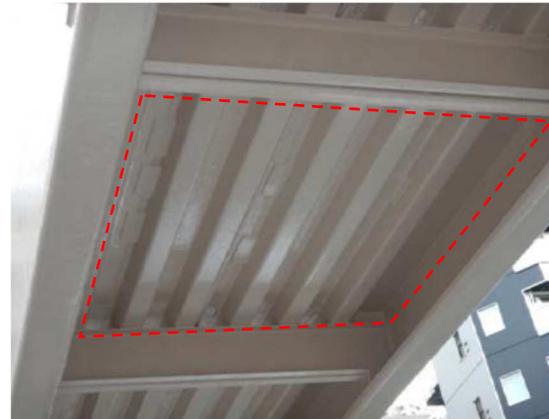
作用に対して抵抗できない可能性がある状態の例

5-1-6 床版

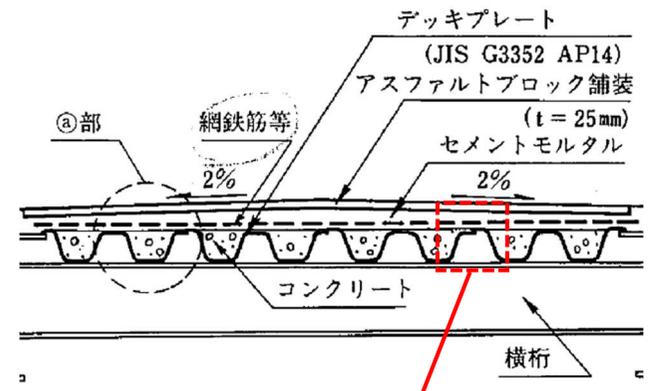
- (1)床版の現耐荷性能は、床版としての機能に着目し、床版の全体及び各部位の現在の状態を踏まえて評価する。
- (2)床版の耐荷性能の評価にあたっては、少なくとも以下の(3)(4)について確認するとともにその影響を考慮しなければならない。
- (3)部材としての変位、変形、断面の欠損、ひびわれや亀裂の有無や程度
- (4)床版が有する接合部の荷重伝達機構とその状態



一般的な歩道橋の床版の構造



変位や変形が見られず抵抗が低下していない状態の例



一部の部位相互の応力伝達ができている疑いのある状態の例

5-1-7 上部構造(階段)

(1)上部構造(階段)としての現耐荷性能は、(2)～(4)に規定する3-2-2(3)2で区分された要素毎の現耐荷性能および(5)に規定するそれら相互の関係を踏まえて評価しなければならない。

(2)3-2-5①によって確認される階段桁の現耐荷性能

(3)3-2-5②によって確認される踏み板の現耐荷性能

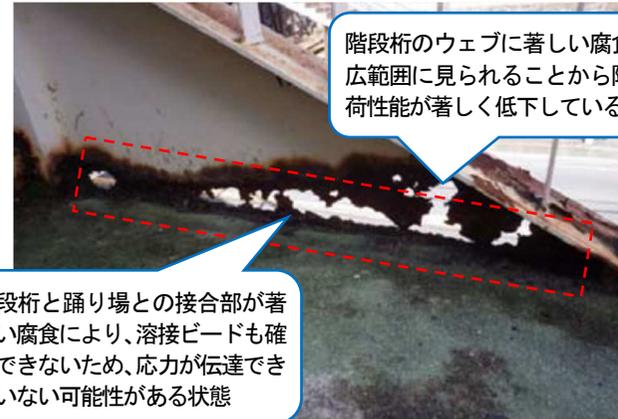
(4)3-2-5③によって確認される踊り場の現耐荷性能

(5)要素どうしの接合部の応力伝達機構と現耐荷性能



上部構造(階段)として耐荷性能が低下していない状態の例

横断歩道橋定期点検要領より



階段桁のウェブに著しい腐食と欠損が広範囲に見られることから階段桁の耐荷性能が著しく低下している状態

階段桁と踊り場との接合部が著しい腐食により、溶接ビードも確認できないため、応力が伝達できていない可能性がある状態

上部構造(階段)としての耐荷性能が著しく低下している状態の例

5-1-8 階段桁

- (1)階段桁の現耐荷性能は、階段桁としての機能に着目し、階段桁の全体及び各部位の現在の状態を踏まえて評価する。
- (2)階段桁の耐荷性能の評価にあたっては、少なくとも以下の(3)(4)について確認するとともにその影響を考慮しなければならない。
- (3)部材としての変位、変形、断面の欠損、ひびわれや亀裂の有無や程度
- (4)階段桁が有する接合部の荷重伝達機構とその状態



変位や変形が見られず作用に対する抵抗が低下していない状態の例

横断歩道橋定期点検要領より

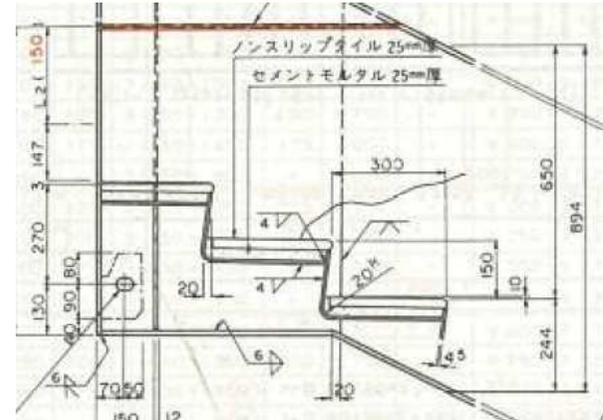


ウェブに腐食による断面の欠損が見られ、耐荷性能の低下が疑われる状態

ウェブの欠損により作用に対する抵抗の低下が疑われる状態の例

5-1-9 踏み板

- (1) 踏み板の現耐荷性能は、踏み板としての機能に着目し、踏み板の全体及び各部位の現在の状態を踏まえて評価する。
- (2) 踏み板の耐荷性能の評価にあたっては、少なくとも以下の(3)(4)について確認するとともにその影響を考慮しなければならない。
- (3) 部材としての変位、変形、断面の欠損、ひびわれや亀裂の有無や程度
- (4) 踏み板が有する接合部の荷重伝達機構とその状態



一般的な踏み板の構造



蹴上げの欠損により作用に対する抵抗の著しい低下が疑われる状態の例

横断歩道橋定期点検要領より

踏み板下面の鉄筋が
露出し、腐食している
ことから、耐荷性能の
低下が疑われる状態



コンクリート製の踏み板の鉄筋の腐食により作用への抵抗の低下が
疑われる状態の例

5-1-10 踊り場

- (1) 踊り場の現耐荷性能は、踊り場としての機能に着目し、踊り場の全体及び各部位の現在の状態を踏まえて評価する。
- (2) 踊り場の耐荷性能の評価にあたっては、少なくとも以下の
(3)(4)について確認するとともにその影響を考慮しなければならない。
- (3) 部材としての変位、変形、断面の欠損、ひびわれや亀裂の有無や程度
- (4) 踊り場が有する接合部の荷重伝達機構とその状態



変位や変形が見られず作用への抵抗の低下がしていない状態の例

5-1-11 下部構造

- (1) 下部構造としての現耐荷性能は、(2)～(4)に規定する 3-2-2(3)3)で区分された要素毎の現耐荷性能および(5)に規定するそれら相互の関係を踏まえて評価しなければならない。
- (2) 3-2-6①によって確認される橋脚の現耐荷性能
- (3) 3-2-6②によって確認される基礎の現耐荷性能
- (4) 3-2-6③によって確認される階段基礎の現耐荷性能
- (5) 要素どうしの接合部の応力伝達機構と現耐荷性能



橋脚として変位、変形や断面の欠損が見られず、橋脚周辺の地盤の変状も見られないことから、下部構造としての耐荷性能は低下していない状態

下部構造として耐荷性能が低下していない状態の例

横断歩道橋定期点検要領より



橋脚と基礎ベースプレートとの接合部に局部的に著しい腐食が見られ橋脚から基礎への応力の伝達が疑わしい状態

要素どうしの接合部の応力伝達ができている疑いのある状態の例

5-1-12 橋脚

- (1) 橋脚の現耐荷性能は、橋脚としての機能に着目し、橋脚の全体及び各部位の現在の状態を踏まえて評価する。
- (2) 橋脚の耐荷性能の評価にあたっては、少なくとも以下の(3)(4)について確認するとともにその影響を考慮しなければならない。
- (3) 部材としての変位、変形、断面の欠損、ひびわれや亀裂の有無や程度
- (4) 橋脚が有する接合部の荷重伝達機構とその状態



変位や変形が見られず作用への抵抗が低下していない状態の例

横断歩道橋定期点検要領より



断面の欠損により作用への抵抗の低下が疑われる状態の例

5-1-13 基礎

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>(1)基礎の現耐荷性能は、基礎としての機能に着目し、基礎の全体及び各部位の現在の状態を踏まえて評価する。</p> <p>(2)基礎の耐荷性能の評価にあたっては、少なくとも以下の(3)から(5)について確認するとともにその影響を考慮しなければならない。</p> <p>(3)部材としての変位、変形、断面の欠損、ひびわれや亀裂の有無や程度</p> <p>(4)基礎が有する接合部の荷重伝達機構とその状態</p> <p>(5) 基礎の耐荷性能に影響のある地盤や隣接構造物などの立地条件とその状態</p> | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

5-1-14 階段基礎

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>(1) 階段基礎の現耐荷性能は、階段基礎としての機能に着目し、階段基礎の全体及び各部位の現在の状態を踏まえて評価する。</p> <p>(2) 階段基礎の耐荷性能の評価にあたっては、少なくとも以下の(3)から(5)について確認するとともにその影響を考慮しなければならない。</p> <p>(3) 部材としての変位、変形、断面の欠損、ひびわれや亀裂の有無や程度</p> <p>(4) 階段基礎が有する接合部の荷重伝達機構とその状態</p> <p>(5) 階段基礎の耐荷性能に影響のある地盤や隣接構造物などの立地条件とその状態</p> | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

5-1-15 上下部接続部

(1)上下部接続部としての現耐荷性能は、(2)または(3)に規定する3-2-2(3)4で区分された要素毎の現耐荷性能および(4)に規定するそれら相互の関係を踏まえて評価しなければならない。

(2)3-2-7①によって確認される支承の現耐荷性能

(3)3-2-7②によって確認される剛結部の現耐荷性能

(4)要素どうしの接合部の応力伝達機構と現耐荷性能



上部構造から下部構造へ荷重を伝達できる状態

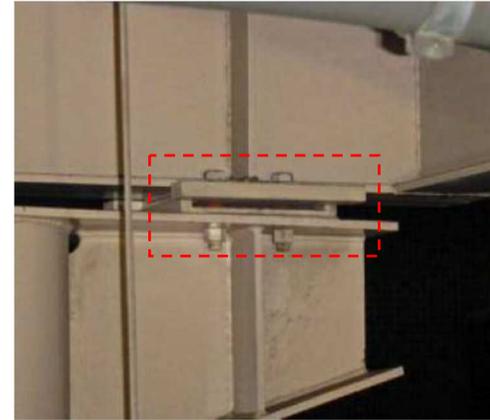
横断歩道橋定期点検要領より



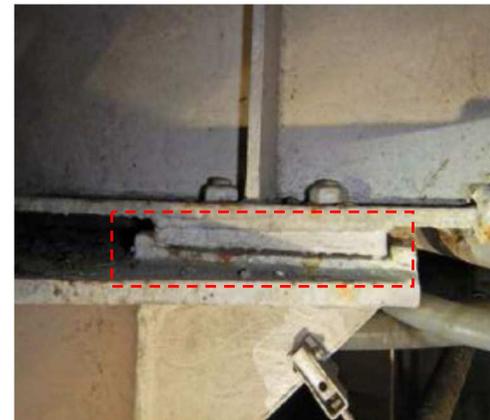
要素どうしの接合部が応力を伝達できる状態

5-1-16 支承

- (1) 支承の現耐荷性能は、支承としての機能に着目し、支承の全体及び各部位の現在の状態を踏まえて評価する。
- (2) 支承の耐荷性能の評価にあたっては、少なくとも以下の(3)から(5)について確認するとともにその影響を考慮しなければならない。
- (3) 部材としての変位、変形、断面の欠損、ひびわれや亀裂の有無や程度
- (4) 支承が有する接合部の荷重伝達機構とその状態
- (5) 支承が有する伸縮や回転への追従機構および上部構造と下部構造の相対的な変位の吸収機構とその状態



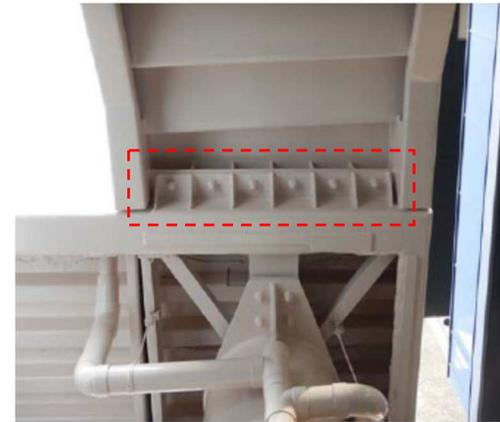
変位や変形が見られず荷重を伝達できる状態の例



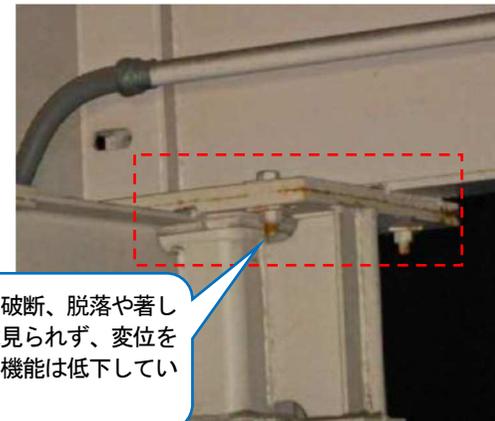
上部構造と下部構造の相対的な変位を吸収できる状態の例

5-1-17 剛結部

- (1)剛結部の現耐荷性能は、剛結部としての機能に着目し、剛結部の全体及び各部位の現在の状態を踏まえて評価する。
- (2)剛結部の耐荷性能の評価にあたっては、少なくとも以下の(3)から(5)について確認するとともにその影響を考慮しなければならない。
- (3)剛結部としての変位、変形、断面の欠損、ひびわれや亀裂の有無や程度
- (4)剛結部が有する接合部の荷重伝達機構とその状態
- (5)剛結部が有する上部構造と下部構造の変位の拘束機構とその状態



変位や変形が見られず荷重を伝達できる状態の例



上部構造と下部構造との相対的な変位を制限できる状態

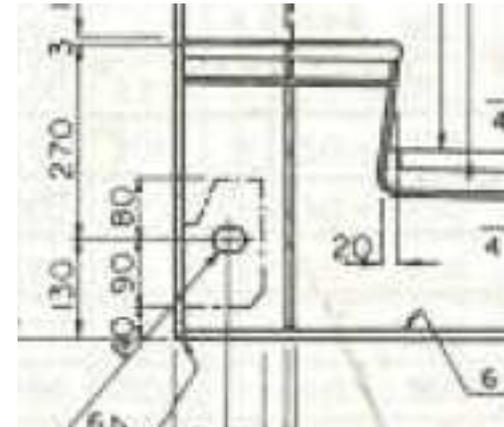
5-1-18 その他の接続部

(1) その他の接続部(上部・上部(階段))としての現耐荷性能は、
(2) または(3)に規定する 3-2-2(3)5で区分された要素毎の現耐荷性能および(4)に規定するそれら相互の関係を踏まえて評価しなければならない。

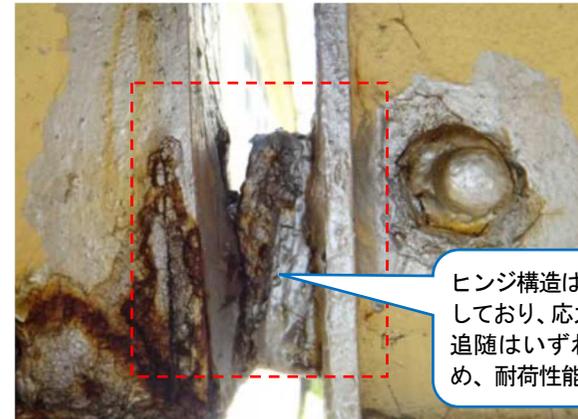
(2) 3-2-7①によって確認されるヒンジ構造の現耐荷性能

(3) 3-2-7②によって確認される剛結部の現耐荷性能

(4) 要素どうしの接合部の応力伝達機構とその現耐荷性能



一般的なその他の接続部（ヒンジ構造）の例



その他の接続部の応力伝達機構が破綻し、耐荷性能が喪失している状態の例

5-1-19 ヒンジ構造

- (1) ヒンジ構造の現耐荷性能は、ヒンジ構造としての機能に着目し、ヒンジ構造の全体及び各部位の現在の状態を踏まえて評価する。
- (2) ヒンジ構造の耐荷性能の評価にあたっては、少なくとも以下の(3)から(5)について確認するとともにその影響を考慮しなければならない。
- (3) 部材としての変位、変形、断面の欠損、ひびわれや亀裂の有無や程度
- (4) ヒンジ構造が有する接合部の荷重伝達機構とその状態
- (5) ヒンジ構造が有する接合部の伸縮や回転への追従機構および上部構造と下部構造の相対的な変位の吸収機構とその状態



ヒンジ構造を有する接合部が荷重を伝達できる状態の例
横断歩道橋定期点検要領より



ヒンジ構造を有する接合部の腐食により回転への追従性や強度の低下が疑わしい状態の例

5-1-20 剛結部

- (1) 剛結部の現耐荷性能は、剛結部としての機能に着目し、剛結部の全体及び各部位の現在の状態を踏まえて評価する。
- (2) 剛結部の耐荷性能の評価にあたっては、少なくとも以下の(3)から(5)について確認するとともにその影響を考慮しなければならない。
- (3) 剛結部としての変位、変形、断面の欠損、ひびわれや亀裂の有無や程度
- (4) 剛結部が有する接合部の荷重伝達機構とその状態
- (5) 剛結部が有する上部構造と下部構造の変位の拘束機構とその状態



剛結部として作用に対して抵抗することができて、荷重を伝達することができる状態の例

5-2 耐久性能

5-2-1 鋼部材

(1) 鋼部材の現耐久性能は、現在の防せい防食機能が経年劣化を考慮しても、2-2-6 にて定めた設計耐久期間内はその機能が確保される状態であることを確認する。



耐久性は確保されていると言える状態の例

横断歩道橋定期点検要領より



耐久性能が低下していると言える状態の例

5-2-2 コンクリート部材

- (1) コンクリート部材の現耐久性能の確認は(2)および(3)によらなければならない。
- (2) 現在のかぶりコンクリートの状態が、今後の経年劣化を考慮しても、2-2-6にて定めた設計耐久期間内は、その機能が確保される状態であることを確認する。
- (3) 現在のコンクリート表面の状態から、内部鋼材が今後の経年劣化を考慮しても、2-2-6にて定めた設計耐久期間内は、その機能を確保できる状態であることを確認する。



かぶりコンクリートが剥落して鉄筋が腐食しており、耐久性は低下している状態

一部のかぶりコンクリートが剥離しており、耐久性能が低下していると言える状態の例

5-3 その他の性能

5-3-1 第三者へ被害をおよぼす可能性の程度の確認にあたっての参考事例



附属施設が逸散する可能性がある状態



要素、附属施設および添架物件が交差する道路の建築限界を侵す可能性がある状態



附属施設が転倒する可能性がある状態



要素、附属施設および添架物件そのものやその一部が落下する可能性がある状態



図-15 第三者へ被害をおよぼす可能性がある状態

① 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等により人的および物的被害をおよぼす可能性がある状態

- (1)現在の第三者被害の可能性は(2)により確認する。
- (2)現在の第三者被害の可能性は、構造、要素および附属施設を少なくとも 2-3-1 にて設定した 1), 2)に示す可能性を考慮して確認する。
- 1) 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等により人的および物的被害をおよぼす可能性
- 2) 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等による交差する道路の建築限界へ抵触する可能性

※太字にて示している可能性を右に示している状態の例へ示している。

横断歩道橋定期点検要領より

主桁の腐食により層状剥離した腐食金属片が、主桁の一部として落下する可能性がある状態



主桁の一部が落下して被害をおよぼす可能性がある状態の例

横断歩道橋定期点検要領より

下フランジの著しい腐食により、腐食金属片が横桁の一部として落下する可能性が高い状態



横桁の一部が落下して被害をおよぼす可能性がある状態の例

(1)現在の第三者被害の可能性は(2)により確認する。

(2)現在の第三者被害の可能性は、構造、要素および附属施設を少なくとも 2-3-1 にて設定した 1), 2)に示す可能性を考慮して確認する。

1) **構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等により人的および物的被害をおよぼす可能性**

2) 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等による交差する道路の建築限界へ抵触する可能性

※太字にて示している可能性を右に示している状態の例へ示している。

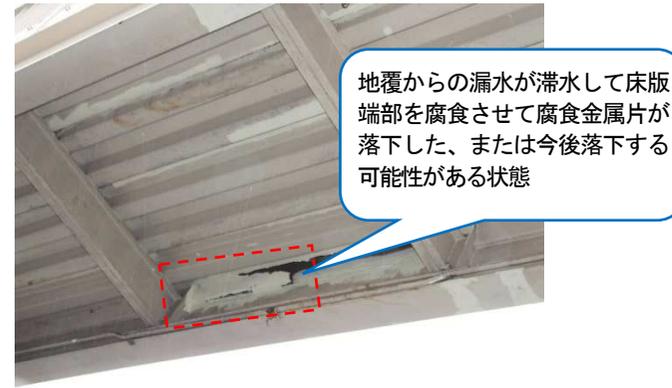


横桁の一部が落下して被害をおよぼす可能性がある状態の例



床版の一部が落下して甚大な被害をおよぼす可能性がある状態の例

- (1)現在の第三者被害の可能性は(2)により確認する。
- (2)現在の第三者被害の可能性は、構造、要素および附属施設を少なくとも 2-3-1 にて設定した 1), 2)に示す可能性を考慮して確認する。
- 1) **構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等により人的および物的被害をおよぼす可能性**
- 2) 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等による交差する道路の建築限界へ抵触する可能性



床版の一部が落下して被害をおよぼす可能性がある状態の例

横断歩道橋定期点検要領より



階段桁の一部が落下して被害をおよぼす可能性がある状態の例

※太字にて示している可能性を右に示している状態の例へ示している。

- (1)現在の第三者被害の可能性は(2)により確認する。
- (2)現在の第三者被害の可能性は、構造、要素および附属施設を少なくとも 2-3-1 にて設定した 1), 2)に示す可能性を考慮して確認する。
- 1) **構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等により人的および物的被害をおよぼす可能性**
- 2) 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等による交差する道路の建築限界へ抵触する可能性



階段桁の補修材の一部が落下して被害をおよぼす可能性がある状態の例



踏み板の一部が落下して被害をおよぼす可能性がある状態の例

※太字にて示している可能性を右に示している状態の例へ示している。

- (1)現在の第三者被害の可能性は(2)により確認する。
- (2)現在の第三者被害の可能性は、構造、要素および附属施設を少なくとも 2-3-1 にて設定した 1), 2)に示す可能性を考慮して確認する。
- 1) **構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等により人的および物的被害をおよぼす可能性**
- 2) 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等による交差する道路の建築限界へ抵触する可能性



あて板が腐食または経年劣化にて変形し付着切れにより落下する可能性が高い状態

踏み板の補修材の一部が落下して被害をおよぼす可能性がある状態の例



横棧の端部が著しい腐食により欠損し、今後も腐食が進展した場合に腐食片が落下する可能性が高い状態

高欄の一部が落下して被害をおよぼす(した)可能性がある状態の例

※太字にて示している可能性を右に示している状態の例へ示している。

- (1)現在の第三者被害の可能性は(2)により確認する。
- (2)現在の第三者被害の可能性は、構造、要素および附属施設を少なくとも 2-3-1 にて設定した 1), 2)に示す可能性を考慮して確認する。
- 1) **構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等により人的および物的被害をおよぼす可能性**
- 2) 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等による交差する道路の建築限界へ抵触する可能性

横断歩道橋定期点検要領より



高欄の一部が落下して被害をおよぼす(した)可能性がある状態の例



排水樋の一部が落下した状態の例

※太字にて示している可能性を右に示している状態の例へ示している。

(1)現在の第三者被害の可能性は(2)により確認する。

(2)現在の第三者被害の可能性は、構造、要素および附属施設を少なくとも 2-3-1 にて設定した 1), 2)に示す可能性を考慮して確認する。

1) 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等により人的および物的被害をおよぼす可能性

2) 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等による交差する道路の建築限界へ抵触する可能性

※太字にて示している可能性を右に示している状態の例へ示している。

横断歩道橋定期点検要領より



標識の支持金具が破断し、標識が脱落して被害をおよぼす可能性がある状態の例



照明灯のプルボックスの蓋が落下して被害をおよぼした可能性がある状態の例

(1)現在の第三者被害の可能性は(2)により確認する。

(2)現在の第三者被害の可能性は、構造、要素および附属施設を少なくとも 2-3-1 にて設定した 1), 2)に示す可能性を考慮して確認する。

1) **構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等により人的および物的被害をおよぼす可能性**

2) 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等による交差する道路の建築限界へ抵触する可能性

横断歩道橋定期点検要領より



添架管の支持金具が破断し、添架管の垂れ下がりにより被害をおよぼす可能性がある状態の例



添架管が垂れ下がり通行車両へ被害をおよぼした例

※太字にて示している可能性を右に示している状態の例へ示している。

(3)現在の第三者被害の可能性は(2)により確認する。

(4)現在の第三者被害の可能性は、構造、要素および附属施設を少なくとも 2-3-1 にて設定した 1), 2)に示す可能性を考慮して確認する。

- 1) **構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等により人的および物的被害をおよぼす可能性**
- 2) 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等による交差する道路の建築限界へ抵触する可能性

※太字にて示している可能性を右に示している状態の例へ示している。

横断歩道橋定期点検要領より

※亀裂の事例と転倒の事例は同じ
照明灯ではない



照明灯の溶接部に亀裂が生じており、放置すると破断して照明灯が転倒する可能性が高い状態



照明灯の溶接部に亀裂が生じて転倒した例

- (1)現在の第三者被害の可能性は(2)により確認する。
- (2)現在の第三者被害の可能性は、構造、要素および附属施設を少なくとも 2-3-1 にて設定した 1), 2)に示す可能性を考慮して確認する。
- 1) **構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等により人的および物的被害をおよぼす可能性**
- 2) 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等による交差する道路の建築限界へ抵触する可能性

横断歩道橋定期点検要領より



裾隠し板の腐食した U ボルトやナットの状態にもよるが強風により、裾隠し板が逸散する可能性がある状態

U ボルトが著しく腐食しており、破断すると裾隠し板が落下して被害をおよぼす可能性がある状態の例



目隠し版の板に腐食や錆汁が見られ、このまま放置すると枠の脱落等により目隠し版が逸散する可能性がある状態

落下した枠



目隠し板の固定ボルトが腐食により破断して固定枠が落下した例

※太字にて示している可能性を右に示している状態の例へ示している。

② 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等による交差する道路の建築限界へ抵触する可能性のある状態

- (1)現在の第三者被害の可能性は(2)により確認する。
- (2)現在の第三者被害の可能性は、構造、要素および附属施設を少なくとも 2-3-1 にて設定した 1), 2)に示す可能性を考慮して確認する。
- 1) 構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等により人的および物的被害をおよぼす可能性
 - 2) **構造、要素および附属施設自体またはその一部の損傷等による交差する道路の建築限界へ抵触する可能性**



横断幕が外れて建築限界に抵触する可能性がある状態の例



添架管が垂れ下がり建築限界へ抵触した状態の例

※太字にて示している可能性を右に示している状態の例へ示している。